見れば
わかる！

国の不合理な措置に対する東京都の主張

― 地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論 ―

平成29年11月

東　京　都

国の不合理な措置により奪われた財源は10年間で **2.2兆円**

国の見直しは大都市に不利益な財政調整の手段

再び**税制を歪める改正**がなされようとしている

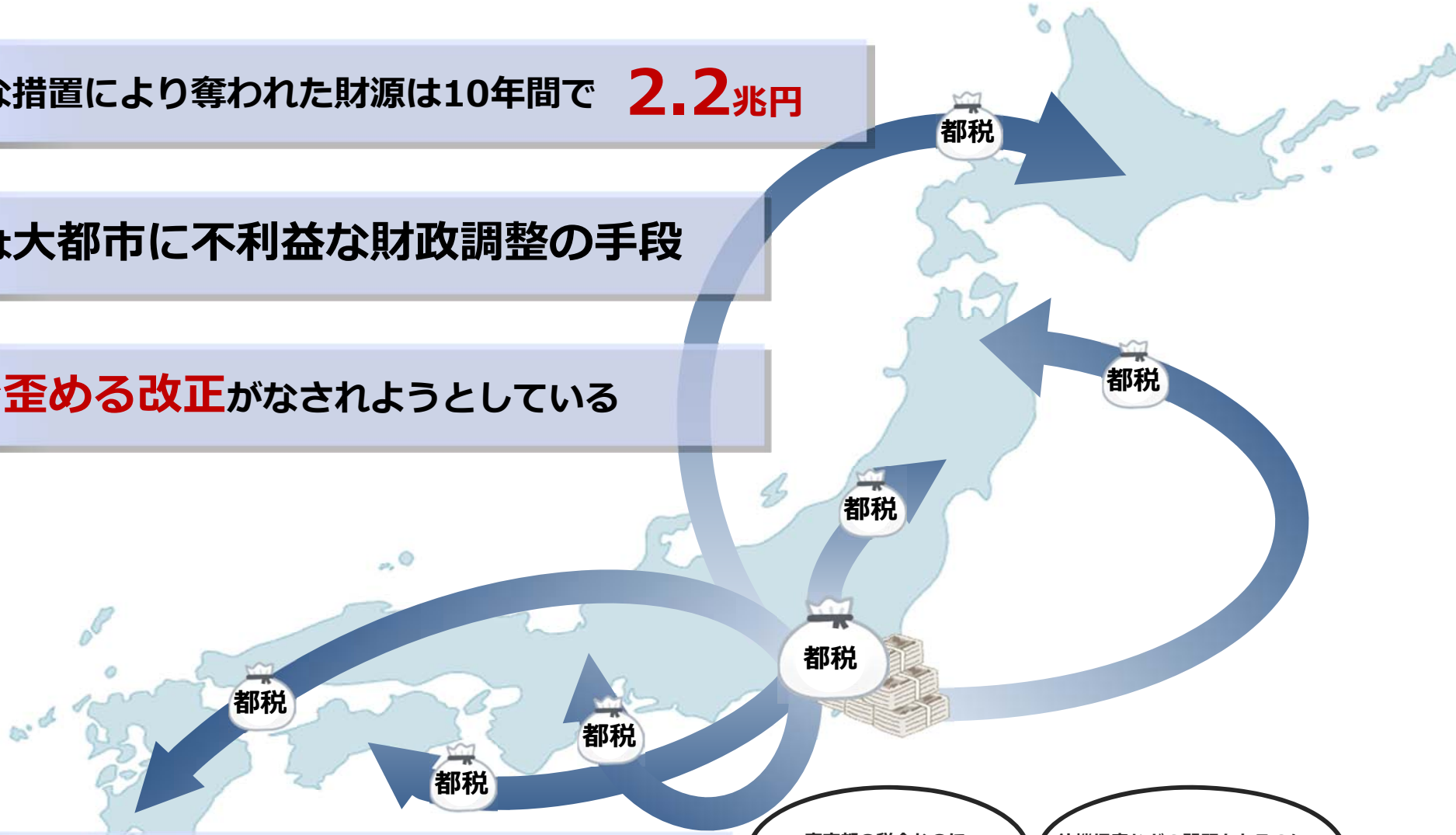

首都東京には取り組むべき課題が山積している

都民が納めた税金は**都民のために使われるべき**

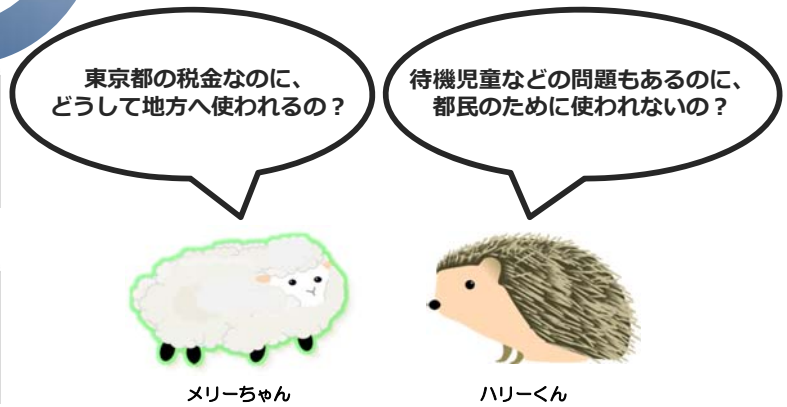

はじめに

- 今日の都政には、待機児童の解消、団塊世代が後期高齢者となる2025年を見据えた高齢者対策の推進、首都機能や都民の安全・安心を守るための災害に強い都市づくりなど、**直面する大都市特有の課題**の解決に着実に取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシーの構築に向けた取組など、**日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開**していくことが求められている

- ところが、国は、都市と地方の財政力格差の是正を名目に、**「地方自治体が提供する様々な行政サービスの受益に応じて税を負担する」**という**地方税の大原則**を顧みず、地方間での税の取り合いに終始するような**税制を歪める改正を繰り返し**、東京都は、この10年間で**2.2兆円**もの巨額の財源を既に奪われている

- そればかりか、国は、平成30年度税制改正においても、**都民が納めた税金を更に収奪**すべく、**地方消費税の帰属を決定する清算基準**について、消費活動を客観的に示す「統計」の比率を下げ、**「人口」の比率を引き上げる**など、**制度本来の趣旨から逸脱**するような検討を進めている

- これまで繰り返されてきた偏在是正措置に加え、更に不合理な見直しが行われることは、**都民生活を守る**観点からも、**東京2020大会の準備を着実に進める**観点からも、**断じて看過できない**

- 本資料は、これらの状況に鑑み、国による不合理な税制度の見直しの動向と、平成30年度税制改正における地方消費税の清算基準の見直しに対する東京都の反論を改めて整理したものである

目　次

		頁
Ⅰ	これまでの不合理な見直しによる影響	1
1	これまでの不合理な見直しによる影響①　―　地方法人課税の偏在是正措置	2
2	これまでの不合理な見直しによる影響②　―　拡大する財源収奪額	3
3	＜コラム＞　東京都と国の財政運営の比較	4
Ⅱ	地方消費税の清算基準の見直しへの反論	5
1	地方消費税の清算基準とは	6
2	「人口」を重視した清算基準の見直しが続いている	7
3	平成30年度税制改正に向けた国の動き	8
4	地方消費税の清算基準の見直しに対する東京都の反論（まとめ）	9
5	反論①　地方消費税の応益性を歪める	10
6	反論②　頑張る自治体が報われない	11
7	反論③　税収の格差は交付税で調整されている	12
8	＜コラム＞　地方財政の財源不足の現状	13
9	反論④　最終消費地とは「商品を購入した場所」	14
10	＜コラム＞　地方消費税は「最終消費地」に帰属する	15
11	反論⑤　県境を越える消費は全体の一部に過ぎない	16
12	＜コラム＞　清算基準の制度を歪める国の見直しの事例～建物売買業～	17
13	反論⑥　客観的な指標を用いるべき	18
14	反論⑦「人口」＝「消費」ではない	19
15	反論⑧「従業者数」も必要な指標	20
Ⅲ	今後の都財政の課題	21
1	首都東京には、大都市特有の膨大な財政需要がある	22
2	＜コラム＞　不安定な都税収入の動向と安定的な施策展開を支える基金	23
3	首都東京の財政需要　―　待ったなしの少子高齢化対策①	24
4	首都東京の財政需要　―　待ったなしの少子高齢化対策②	25
5	首都東京の財政需要　―　増加する社会保障関係経費	26
6	首都東京の財政需要　―　社会資本ストックの老朽化への対応	27
7	首都東京の財政需要　―　首都東京の防災力の強化	28
8	首都東京の財政需要　―　国際競争力の強化に資するまちづくり	29
9	首都東京の財政需要　―　国際観光都市の実現	30
10	首都東京の財政需要　―　東京2020大会とレガシー構築に向けた取組	31
11	更なる財源収奪は、将来にわたり都民生活を脅かす	32

メリーちゃん

ハリーくん

Ⅰ　これまでの不合理な見直しによる影響

Ⅱ　地方消費税の清算基準の見直しへの反論

Ⅲ　今後の都財政の課題

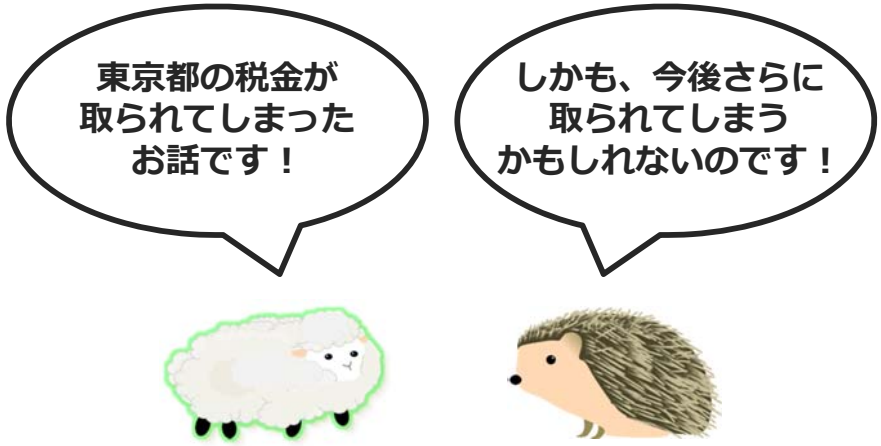

これまでの不合理な見直しによる影響①　―　地方法人課税の偏在是正措置

- 国は、平成20年度以降、地方自治体間に生じる地方税の偏在を是正するという名目で、**行政サービスの受益に応じて税を負担**するという**地方税の大原則を歪める**改正を繰り返してきた
- 東京都は、こうした**国による不合理な税制度の見直し**により、累計で**2兆2,000億円**もの財源を奪われている

法人事業税の暫定措置

平成20年度税制改正

◆ 法人事業税の一部を**国税化**　◆ **譲与税として課税根拠とは無関係に**地方に配分

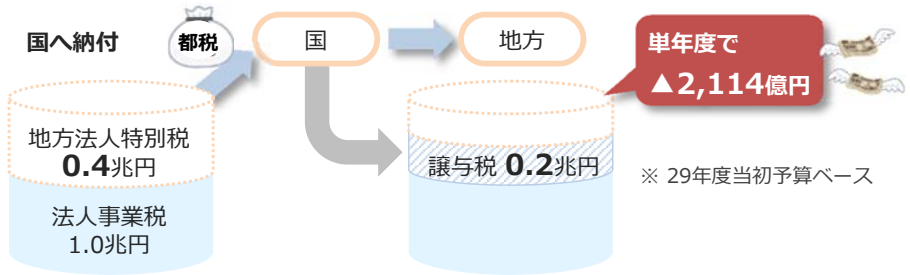

法人住民税の交付税原資化

平成26年度税制改正

◆ 法人住民税の一部を**国税化**　◆ **交付税として課税根拠とは無関係に**地方に配分

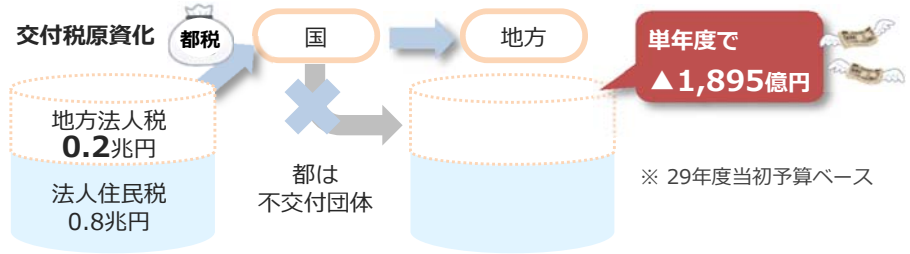

消費税10%段階の措置
平成28年度税制改正

◆ 平成31年10月より適用

廃　止

単年度で
▲4,900億円

拡　大

※ 法人事業税交付金の創設による影響額を含む

※ 国の説明によると、社会保障充実分を超える地方消費税の増収が都に生じるとして、地方法人税の拡大による財政調整措置が実施されることとなっている

2.2兆円あれば…

東京都の影響額　10年間累計で

▲2兆2,000億円

都の**高齢者施策**や**子育て支援**に係る実行プランの主要な政策目標を達成可能

6万人分の特別養護老人ホームの建設費、
7万人分の保育施設の建設費・運営費（10年間分）に匹敵

これまでの不合理な見直しによる影響②　―　拡大する財源収奪額

- 累次の見直しが行われてきた地方法人課税の分割基準の不合理な改正による影響額も加味すると、東京都の法人二税は、平成以降累計**５兆1,000億円**、単年度で**6,000億円**もの税収減
- 平成30年度税制改正において、国による財源収奪の影響は**更に拡大しかねない状況**

＜ 地方法人課税の偏在是正措置及び分割基準の見直しによる影響額の推移 ＞

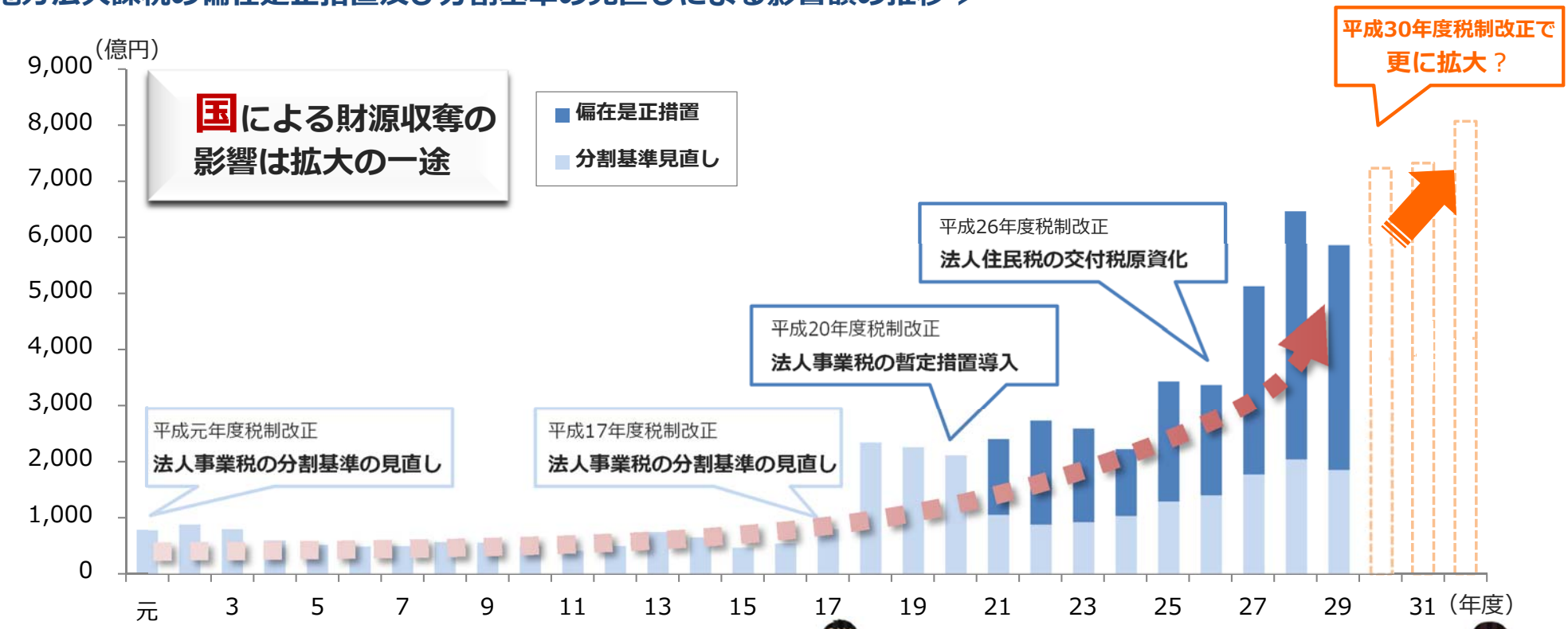

平成元年以降累計で **▲５兆1,000億円**

（分割基準見直し：▲２兆9,000億円、偏在是正措置：▲２兆2,000億円）

平成29年度単年度で **▲6,000億円**

（分割基準見直し：▲2,000億円、偏在是正措置：▲4,000億円）

コラム ― 東京都と国の財政運営の比較

歯止めがきかない国の歳出増

- 東京都は不断の見直し努力により、**健全な財政運営**を確立
- 国は見直しが不十分であり、**右肩上がりで歳出が増加**

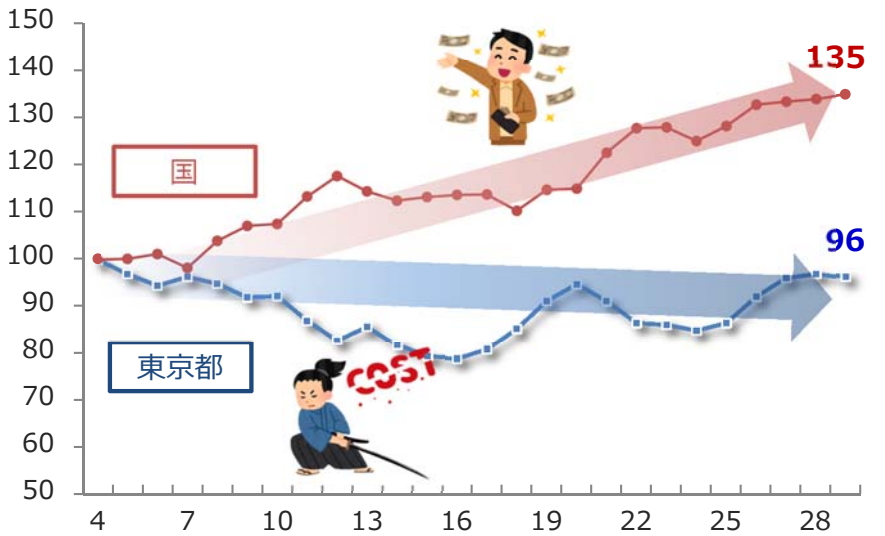

（参考）職員給与費（平成４年度＝100）

	H４	H27
国	100	112
東京都	100	83

増大する国民負担

- 都民１人当たりの**都債残高**は、**着実に減少**
- 国民１人当たりの**国債残高**は、20年間で**約３倍以上に増加**

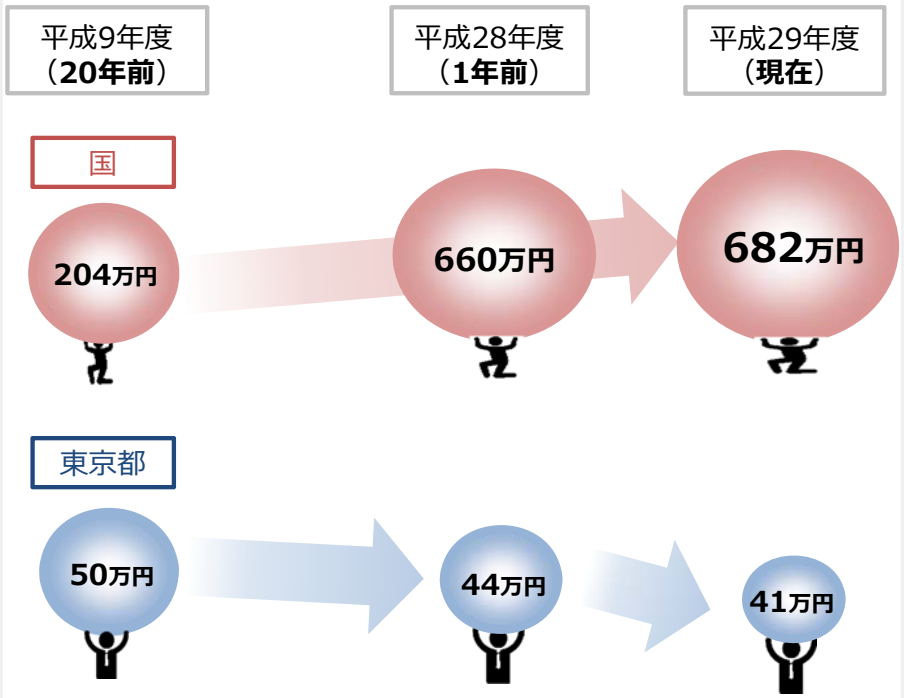

都は、施策を厳しく検証し、その効率性や実効性を高めるとともに、基金や都債を戦略的かつ計画的に活用するなど、**財政基盤の強化**に努めており、**都財政の健全性はこうした不断の努力によるもの**

Ⅰ　これまでの不合理な見直しによる影響

Ⅱ　地方消費税の清算基準の見直しへの反論

Ⅲ　今後の都財政の課題

地方消費税の清算基準とは

➢ 地方消費税を負担する消費者が、買い物などをした**「最終消費地」に税収を帰属させる**ための仕組み

<イメージ>

消費税率（８%）

地方税 1.7%	国税 6.3%

清算基準 … 消費に関連する指標を用いて、税収を都道府県に配分

小売年間販売額など 75%	人口 17.5%	従業者数 7.5%
消費指標	消費代替指標	

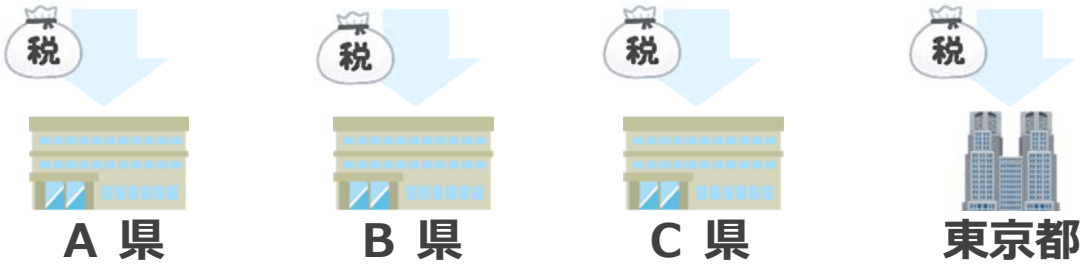

東京都シェア

消費指標	人口	従業者数
14.4%	10.6%	15.6%

東京都の清算基準 13.8%

東京都は人口のシェアが相対的に低い
⇒ **人口比率が高まれば減収に**

「人口」を重視した清算基準の見直しが続いている

➢ 「人口」の割合を引き上げ、「従業者数」の割合を引き下げるなど、**「人口」を重視した清算基準の見直しが続いている**

改正の流れ

	消費指標	消費代替指標	
	指定統計（商業統計、経済センサス）	人口	従業者数
H9～26	75%	12.5%	12.5%
		拡大	
H27税改	75%	15%	10%
	※ 統計から**情報通信業、土地売買業等を除外**	拡大	
H29税改	75%	17.5%	7.5%

※ 統計から**通信・カタログ販売**及び**インターネット販売を除外**

コラム

譲与税（国税）から地方消費税への移行

平成元年

国税

✓ 消費税（３%）の創設
✓ **消費譲与税の創設**

消費税収の20%を**人口**や**従業者数**を用いて都道府県・区市町村に配分

平成９年

地方税

✓ **地方消費税**（１%）**導入**
✓ 消費譲与税 **廃止**
✓ 消費税率引上げ
（税率４%、地方消費税との合計５%）

平成30年度税制改正に向けた国の動き

- 消費に関する「統計」の比率を下げ、**「人口」の比率を高める方向で検討**
- 仮に、こうした見直しが実行されれば、**本来東京都に帰属すべき税収が大幅に失われる**見込み

＜財政制度等審議会（平成29年10月）＞

- **人口基準の比率を大幅に高める**など抜本的な見直しが必要
- 家電をはじめとする耐久財等は、県境を越境した持ち帰りなど、**購入地と最終消費地が乖離**しうる
- **従業者基準は、既にその役割を終えている**

報道ベースでは・・・

- **従業者数及び統計を廃止し、年少・老年人口の比率に応じて配分**

（清算基準）

	現　行		見直し後
✓ 統　計	75%	⇒	**廃　止**
✓ **人　口**	**17.5%**	⇒	**100%**
✓ 従業者数	7.5%	⇒	**廃　止**

15歳未満人口と65歳以上人口で配分

都税収入への影響（試算）

年間 ▲2,000億円程度

〔うち都内自治体分 ▲1,000億円程度〕

＜地方財政審議会（平成29年11月）＞

- 購入地と最終消費地のズレが相当程度発生しているもの等については、**統計から除外**すべき
- **統計カバー率**は、再計算して**新たに設定**すべき
- **代替指標は、人口を基本**とすべき

報道ベースでは・・・

- **従業者数を廃止し、人口と統計の比率を半々に**

（清算基準）

	現　行		見直し後
✓ 統　計	75%	⇒	**50%程度**
✓ **人　口**	**17.5%**	⇒	**50%程度**
✓ 従業者数	7.5%	⇒	**廃　止**

統計から百貨店等を除外

都税収入への影響（試算）

年間 ▲1,000億円程度

〔うち都内自治体分 ▲500億円程度〕

※いずれも29年度当初予算ベースに基づく試算

地方消費税の清算基準の見直しに対する東京都の反論（まとめ）

	論点① 財政調整の手段とするのか	論点② 最終消費地はどこか	論点③ 人口でどこまで代替するか
国	➢ **税収の格差**を清算基準で調整すべき	➢ **物品の使用が行われた場所**を基準とすべき	➢ 代替指標は**人口に一本化**し、人口比率を引き上げるべき

NO！！

国の主張に異議あり！

都

➢ 清算基準に占める「統計」の比率を下げ、消費代替指標である「人口」の比率を高めるという見直しの方向性は、**「税収を最終消費地に帰属させる」**という**清算基準の制度本来の趣旨を歪める**

➢ **大都市から税収を収奪**することを意図した不合理なものと言わざるを得ない

➢ 人口重視は**地方消費税を譲与税化**することにほかならず、**地方分権の流れにも大きく逆行**

反論① 地方消費税の応益性を歪める

反論② 頑張る自治体が報われない

反論③ 税収の格差は交付税で調整されている

反論④ 最終消費地とは「商品を購入した場所」

反論⑤ 県境を越える消費は全体の一部に過ぎない

反論⑥ 客観的な指標を用いるべき

反論⑦ 「人口」＝「消費」ではない

反論⑧ 「従業者数」も必要な指標

反論① 地方消費税の応益性を歪める

国の主張

➢ 地方消費税は、**税収の偏在是正**や社会保障財源化の観点から、人口で配分すべき

NO！！

国の主張に異議あり！

東京都の主張

✓ **地方消費税の課税根拠 ＝ 消費活動を支える公共サービスの対価**

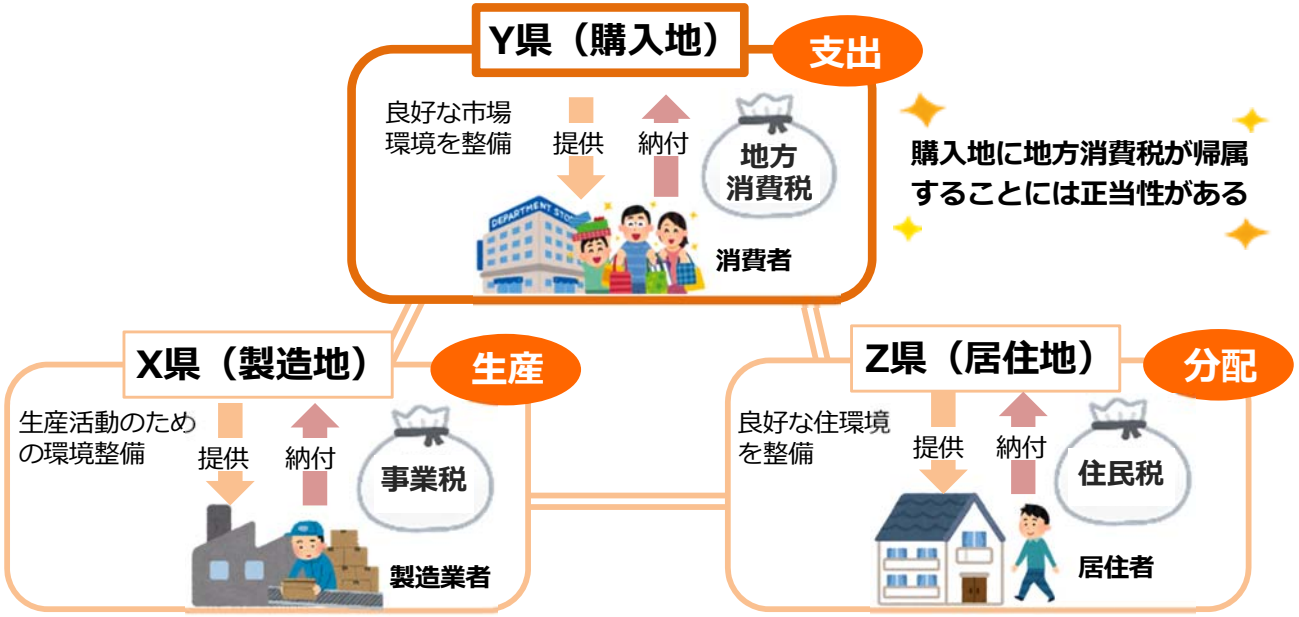

✓ **税収を人口で配分するのでは、譲与税と変わらない**

国の主張は地方税の大原則である応益性を歪め、
地方消費税を譲与税化することにほかならない

地方分権の流れにも逆行します！

反論② 頑張る自治体が報われない

国の主張

➢ 地方消費税は、**都市部に偏った指標**ではなく、「人口」に応じて配分すべき

東京都の主張

NO！！

✓ **郊外にショッピングモールを誘致した場合のイメージ**

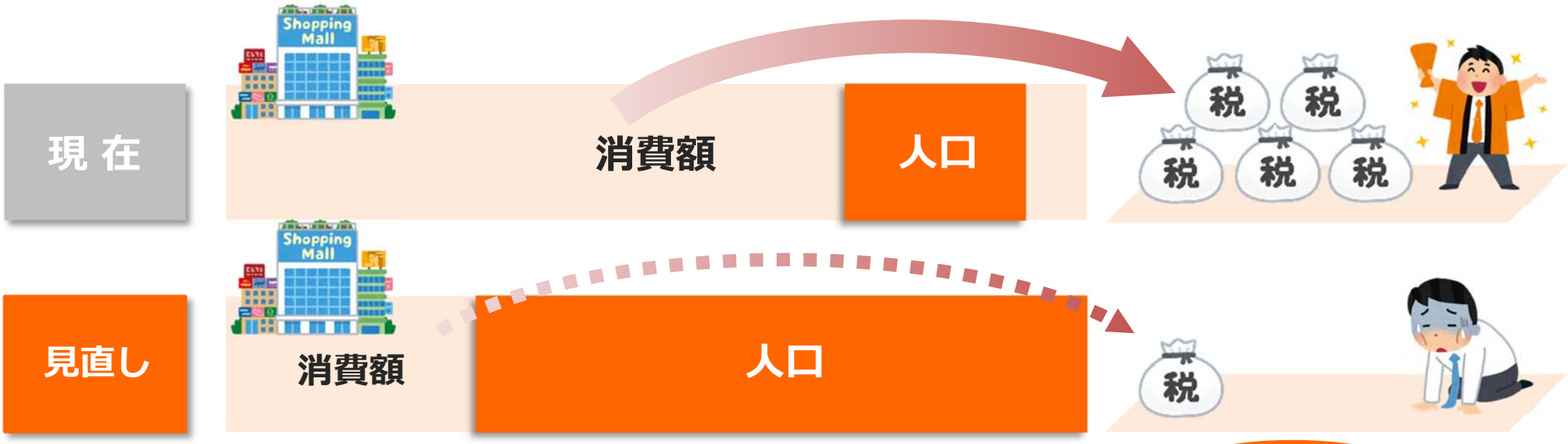

「人口」の割合が高くなると、
消費活動を活性化させても税収に反映されにくい

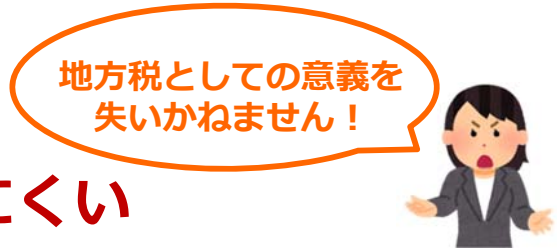

反論③　税収の格差は交付税で調整されている

国の主張

- 住民一人当たりの地方税収は、最大県（東京都）と最小県とで**2.5倍の「格差」**がある
- 地方消費税の清算基準を見直し、税収の格差をなくすべき

NO！！

東京都の主張

✓ **住民一人当たりの地方税収に地方交付税を加えると…**

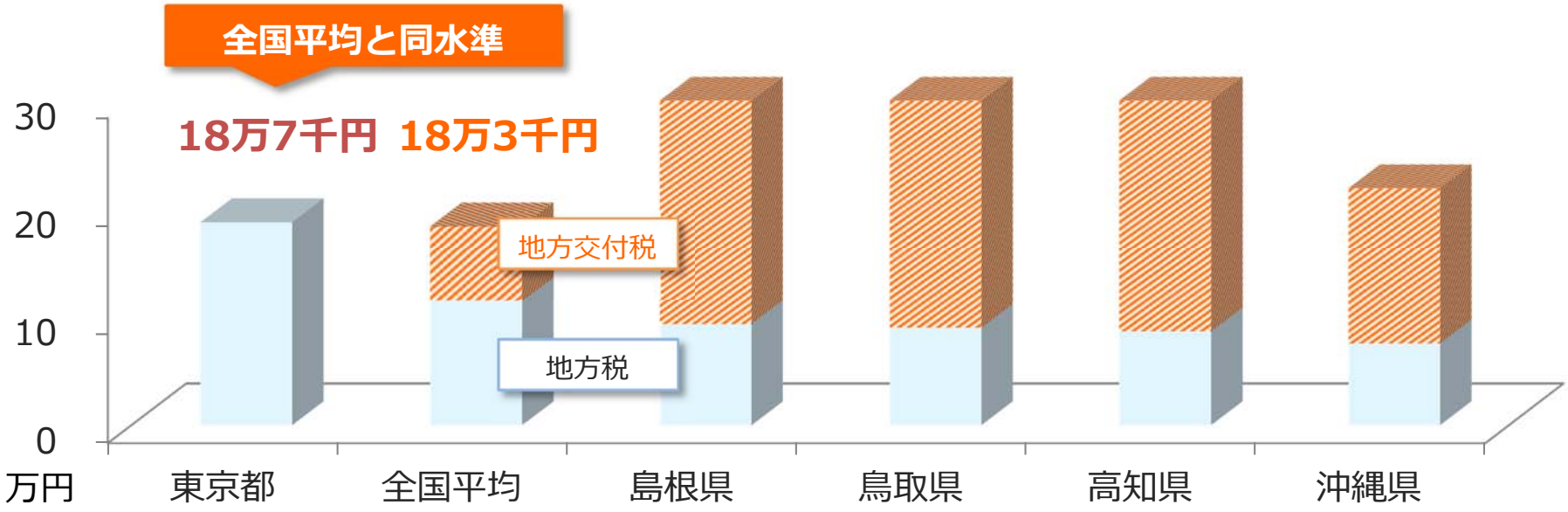

国がいうところの「税収の格差」は、
国の制度（地方交付税）で既に調整されている

コラム ― 地方財政の財源不足の現状

地方財政の財源不足

➢ 地方の財源不足額は、**恒常的に発生**

地方財政の財源不足額の推移（地方財政計画ベース）

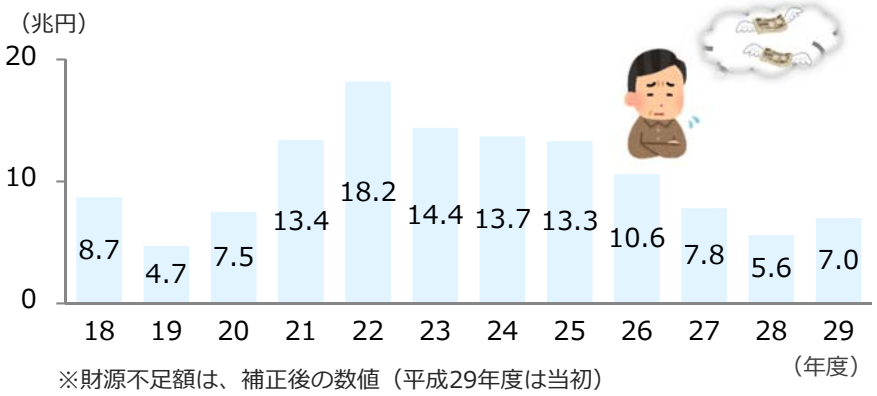

※財源不足額は、補正後の数値（平成29年度は当初）

国と地方の財源配分

➢ 国と地方の**税収比率と歳出比率は逆転**

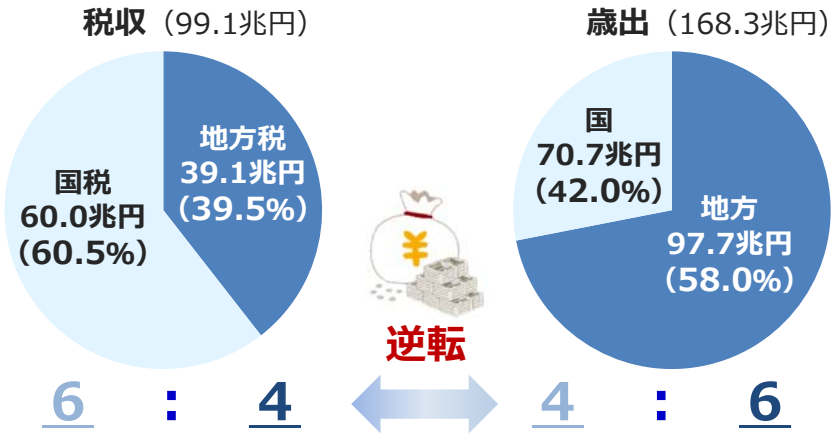

- ✓ 地方自治体間の「財源の水平調整」を更に拡大しても、**地方が抱える巨額の財源不足の解決にはつながらない**
- ✓ 地方分権の観点から、地方が自らの権限と財源においてその役割を果たせるよう、総体としての**地方税財源を拡充**することこそ、目指すべき方向性
- ✓ 地方消費税は、地方税の中でも**偏在性が小さく税収が安定的**であり、**地方の自主財源**としてふさわしい
- ✓ 例えば、国税である消費税を地方税化するなど、**国から地方への税源移譲**を進めること等により、**地方の役割に見合った税財源の拡充が必要**

反論④　最終消費地とは「商品を購入した場所」

国の主張

➢ 最終消費地については、**物品の使用**が行われた場所を基準とすべき

東京都の主張

NO！！

国の主張に異議あり！

✓ 経済学でいう「消費」とは、**市場から物品・サービスを購入すること**を意味しており、地方消費税は、このような経済学的見地を前提に創設された税

✓ 法律上も、居住地における物品の使用等ではなく、物品やサービスの購入があった**取引の段階を「消費」と捉え、課税**

A県（購入場所）　**本来の税収の帰属地**

取引【消費】

販売店

代金（+税）

物品

B県住民
（消費者）

来店

持帰り

消費額に応じて税収が帰属（定量的な統計データあり）

B県（居住地）　国が主張する税収の帰属地

使い尽くし【消費行為】

・持ち帰り後
　どこで
　どれだけ使用？

B県住民
（居住者）

国が主張する消費は捉えようがない

＜地方税法の規定＞

地方消費税は、
事業者の行った
課税資産の譲渡等
に対し、課する

取引のあった段階でその要件を満たす

捉えようのない「消費行為」に着目するのではなく、
「消費」が行われた購入地に税収を帰属させるべき

国の主張には理屈がありません！

コラム ― 地方消費税は「最終消費地」に帰属する

制度の概要

- ✓ **地方消費税の最終負担者は消費者**であり、税収はその**最終消費地に帰属する必要**
- ✓ 一方、地方消費税の納税は各流通段階で事業者も行うため、納税地の都道府県と最終消費地の都道府県ではズレが生じる
- ✓ このズレを修正するため、**消費に相当する額に応じて税収の帰属を決定する清算制度を導入**

＜イメージ＞

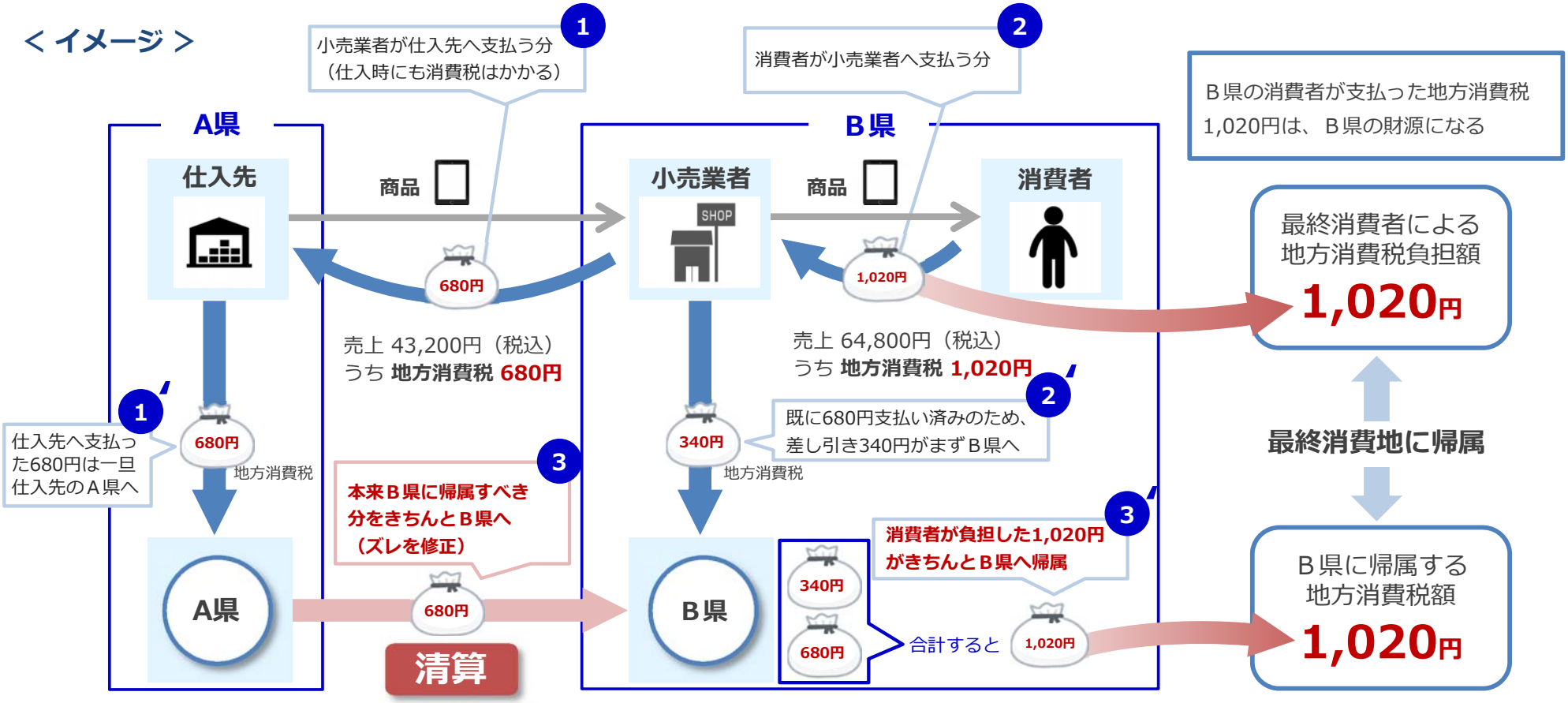

反論⑤　県境を越える消費は全体の一部に過ぎない

国の主張

➢ 持ち帰り消費など、**最終消費地と統計の計上地とのズレ**が生じている業種は**統計から除外**すべき

NO！！

国の主張に異議あり！

東京都の主張

✓ **持ち帰り消費の事例**

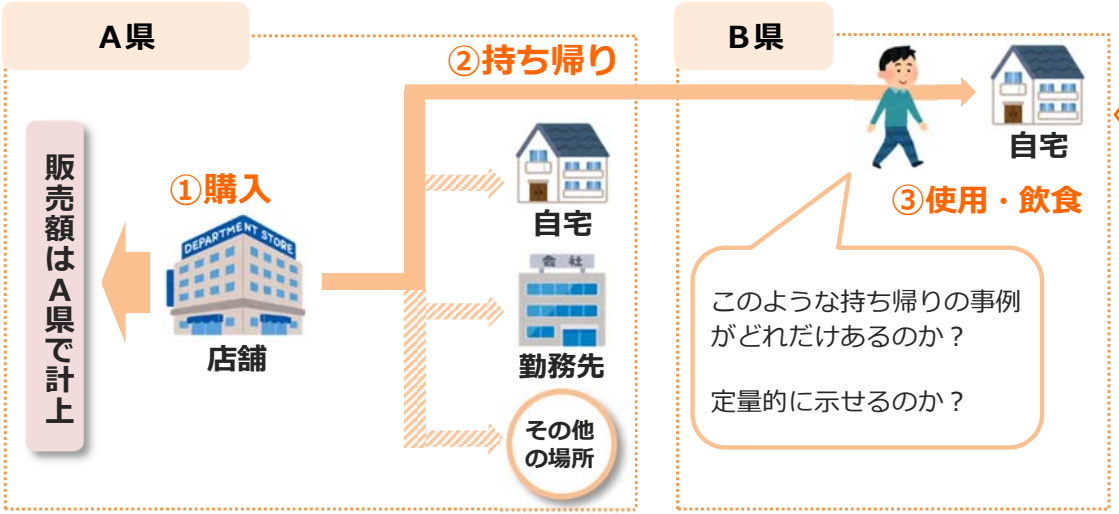

✓ 多くの消費者は、自宅、勤務先等の**近隣の店舗（事業所）で物品を購入するのが一般的**であり、県境を越えて自宅へ持ち帰るケースは、全体の一部分に過ぎない

（例）持ち帰り配達飲食サービス

（飲食物（弁当など）の持ち帰りや配達は、店舗に近い一定の範囲で行われるのが通常）

耐久財（家電・家具・寝具等）

（居住する都道府県内の店舗で購入するのが一般的）

（仮に、国がいう最終消費地の前提に立ったとしても）

一部の事象を強調して統計から除外し、人口に置き換えることは、かえって消費の実態からかけ離れる

国は例外を捉えて基準を歪めようとしています！

コラム ― 清算基準の制度を歪める国の見直しの事例 ～「建物売買業」～

国の主張

- ✓ 最終消費地は、「**購入した物件に居住すること**」
- ✓ A県の物件をB県の事業所で購入した場合、販売額はB県に計上

⇒ こうした越県消費の事例が多いことから、**「建物売買業」は統計から除外すべき**

統計から建物売買業を除外し、人口で置き換えることは、様々な問題がある

問題点①
統計上の裏付けがない

- ✓ 事業所（**統計上の計上地**）と建物販売（**サービスの提供**）は近接地で行われるのが一般的と考えられる

国は、どれほどの越県消費が発生しているか、**定量的に示していない**

問題点②
最終消費地とズレてしまう

- ✓ A県住民がB県で物件を購入しその後**引越した場合**、人口で清算すれば税収はA県に帰属し、**最終消費地とズレてしまう**

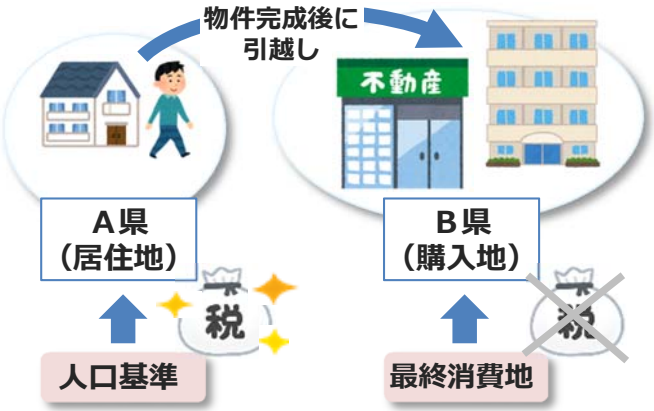

問題点③
消費の実態からかけ離れる

- ✓ 都に計上されている建物販売額が人口按分により全国に配分され、**東京近隣の消費活動とはかけ離れた地域にも税収が帰属**することになる

この他にも、都シェアの高い業種が狙われている
例）百貨店の都シェア **26.9%**

一部の消費者の行動を殊更に強調して**業種全体から統計把握額を除外**することは、
消費額に応じて税収を最終消費地に帰属させる**清算基準の制度そのものを歪める**ことにほかならない

反論⑥　客観的な指標を用いるべき

国の主張

➢ 一部業種を**統計から除外し、その代替**として、**「人口」の比率を高めるべき**

東京都の主張

NO！！

国の主張に異議あり！

＜現行の清算基準比率と目指すべき方向性（イメージ）＞

現行	**統計指標（75%）**	**代替指標（25%）**

指定統計（経済センサス等）で最終消費額が把握できていない業種（建設業や電気・ガス業等）についても各省庁が作成する統計等で捕捉することにより…

方向性	**統計カバー率を引上げ（75%＋α）**	**代替指標は縮減**

消費の状況をより正確に反映させるため、
統計で把握できる範囲と統計の割合を高めるべき

客観的な指標こそ重視すべきです！

反論⑦　「人口」＝「消費」ではない

国の主張

➢ 消費の実態を表す指標としては、**「人口」**が**最も適切**である

NO！！

国の主張に
異議あり！

東京都の主張

一世帯当たりの消費支出
（単身者世帯）

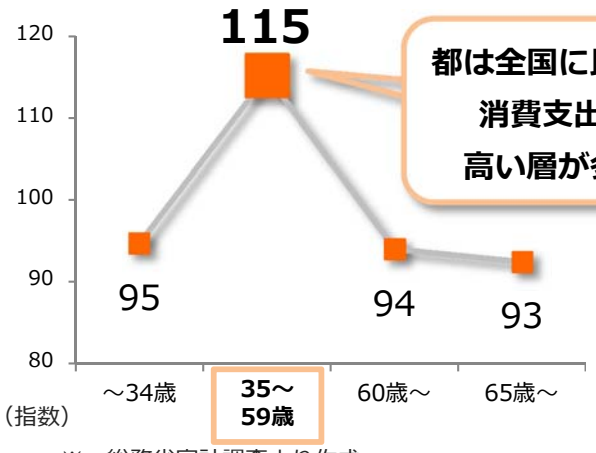

都は全国に比べて
消費支出が
高い層が多い

※　総務省家計調査より作成

35～59歳の割合

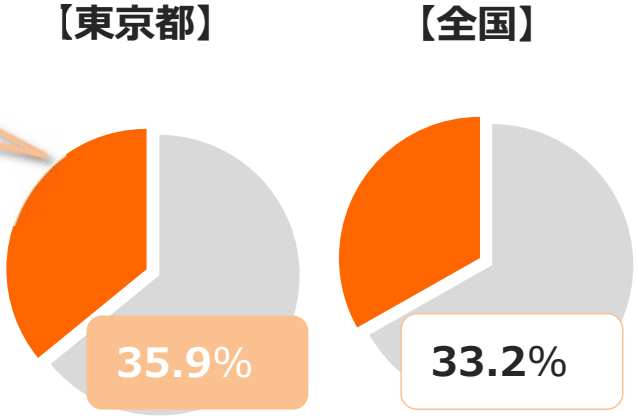

年齢層によって消費支出は大きく異なっている

都道府県ごとの消費支出
（世帯人員一人当たり）

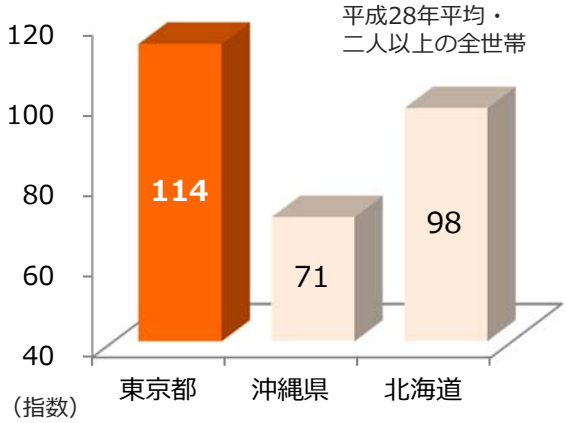

※　総務省家計調査より作成

地域ごとの消費支出には差がある

国の考えは
間違っています！

国は、消費行動の違いを無視しており、

人口だけで消費の実態は把握できない

反論⑧　「従業者数」も必要な指標

国の主張

➢ **「従業者数」**は**廃止**し、**代替指標は「人口」に一本化**すべき

NO！！

国の主張に
異議あり！

東京都の主張

消費代替指標

消費代替指標は、現行の統計指標では把握できない部分（税収の25%）を「人口」と「従業者数」のシェアで代替

人口	従業者数
17.5%	7.5%

居住地での消費活動を代替

勤務地等での消費活動を代替
（紳士服、スマートフォンのアプリなど）

消費は居住地以外でも行われている

従業者数の比較

東京都、大阪府、愛知県は、従業者数が**全国トップ３**

東京都	大阪府	愛知県
966万人	473万人	398万人
１位	２位	３位

※ 全国平均＝131万人

〈参考〉昼夜間人口比率

118.4	104.7	101.5
１位	２位	３位

※ 全国平均＝100

消費実態の反映には、「従業者数」は必要不可欠

国の主張は都市部の税収を地方へ移転することを意図した不合理なものであり、断じて容認できない

居住地以外の消費を
反映できません！

Ⅰ　これまでの不合理な見直しによる影響

Ⅱ　地方消費税の清算基準の見直しへの反論

Ⅲ　今後の都財政の課題

首都東京には、大都市特有の膨大な財政需要がある

- ✓ 首都・東京は、**将来にわたる膨大な財政需要**を抱えている
- ✓ 東京の魅力・活力を底上げし、**日本全体の成長につながる取組**を着実に進める必要

＜増加する財政需要＞

更に増加する社会保障関係経費

平成27年度単年度で
1 兆円

▼

平成50年度単年度で
1.7兆円

都民の命を守る防災対策

直近10年間
1.9兆円

▼

今後10年間見込
3.2兆円

＜東京の魅力・活力の底上げ＞

世界に開かれた国際観光都市の実現

平成28年 訪都外国人
1,310万人

▼

平成32年 目標値
2,500万人

史上最高の東京2020大会開催

全国に及ぶ経済波及効果
32.3兆円

▼

全国税収効果 **4.7兆円**

うち都税 0.7兆円
うち国税 3.4兆円

コラム ― 不安定な都税収入の動向と安定的な施策展開を支える基金

経済財政諮問会議における意見

➢ 地方に多額の基金残高があるのは、財政的に余裕があり、使い切れない財源が積み上がっているからではないか

東京都の主張

✓ そもそも都税収入は**景気変動に左右されやすい不安定な構造**であり、また、東京都は一貫して**地方交付税の不交付団体**であるため、**自立的な財政運営を行う**必要がある

✓ 東京都における基金は、激しい税収変動のもと、**安定的な財政運営を行うために必要不可欠**なもの

✓ 増収局面では基金を積み立てて財政の対応力を培い、減収局面では財源として適切に活用しており、**一時の基金残高の増加をもって余裕があるかのような捉え方がなされることは容認できない**

都税収入の状況

➢ 都税収入は、景気変動に左右されやすい**不安定な構造**

都税収入の推移

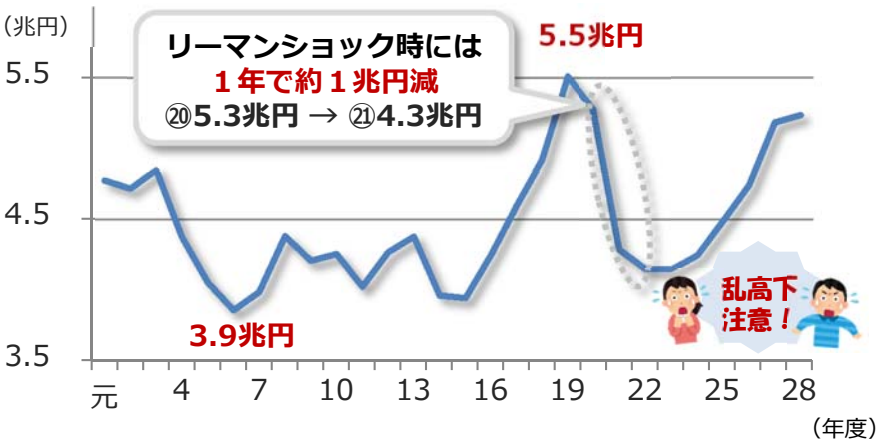

東京都の基金残高の状況

➢ **財政調整基金**（財源として活用可能な基金）は、**激しい税収変動に対する備え**として必要

基金積立額・取崩額の推移

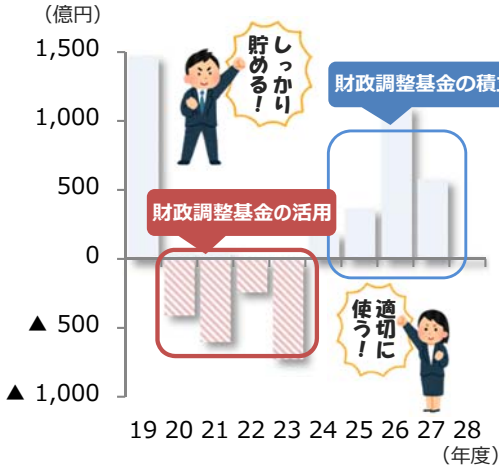

財政調整基金残高の推移

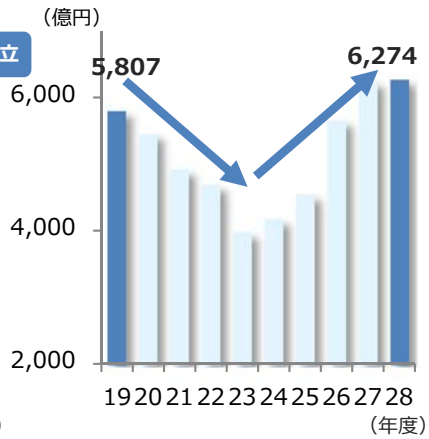

※ 減債基金（約1.5兆円）は、国の定めるルールにより運用
その他基金（約1.5兆円）は、実行プラン事業（約5.6兆円）等に充当

首都東京の財政需要 ― 待ったなしの少子高齢化対策①

子育て環境の整備・充実

➢ 人口減少の抑制と日本全体の活性化に寄与するため、**東京で安心して産み育てられる環境の実現が必要**

✓ 都内の**就学前児童人口数は近年増加**傾向にあり、現に多くの子育て世帯が暮らしている

✓ 都内待機児童数は、**全国の３割**にのぼっており、今後も保育サービスの整備が必要

« 東京の就学前児童人口数の推移 »

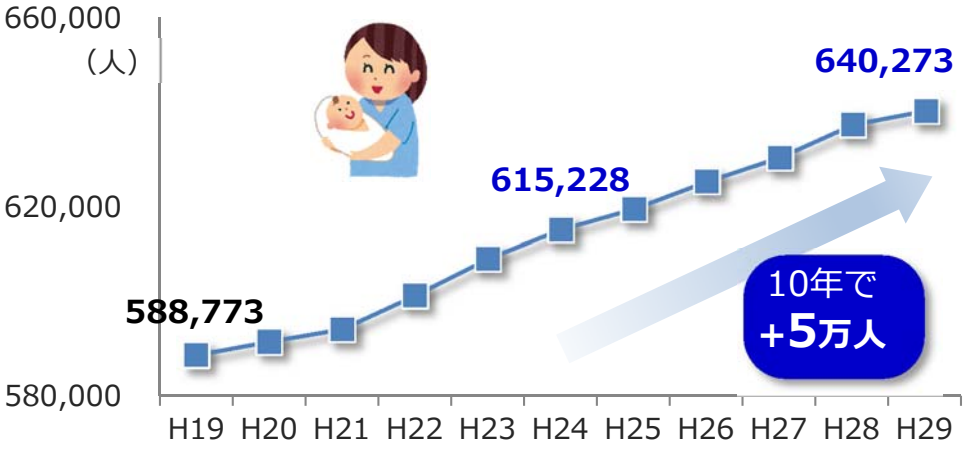

※ 東京都福祉保健局ＨＰ「都内の保育サービスの状況について」より

« 待機児童数の状況（平成29年4月現在） »

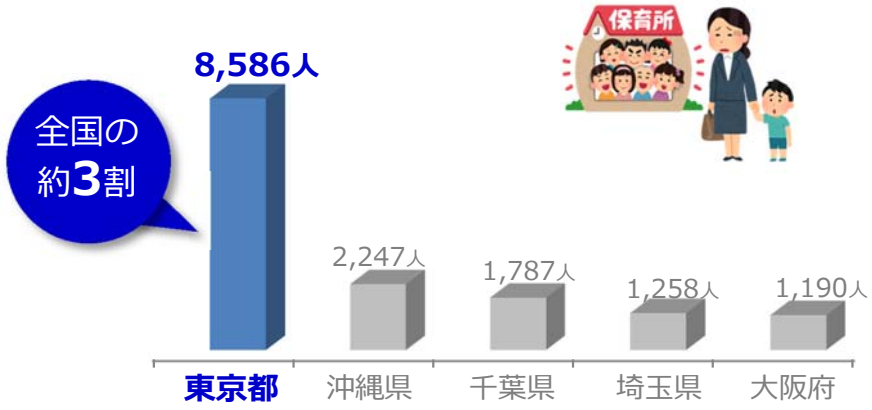

※ 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成29年4月）」より

東京都の少子社会対策予算

✓ 10年間で約2.3倍に増加

10年前（H19予算）
1,073億円

現在（H29予算）
2,397億円

首都東京の財政需要 ― 待ったなしの少子高齢化対策②

超高齢社会への対応

➢ 都内の高齢者人口は大幅な増加が見込まれており、**地域で安心して暮らせる社会を実現することが急務**

✓ 都の高齢者人口の増加率は、**地方圏を大きく上回って**おり、高齢者対策需要の大幅な増加が見込まれる

✓ 特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの利用者数は、今後10年間で約**5万人**増加する見込み

« 東京都と地方圏における高齢者人口推計比較 »

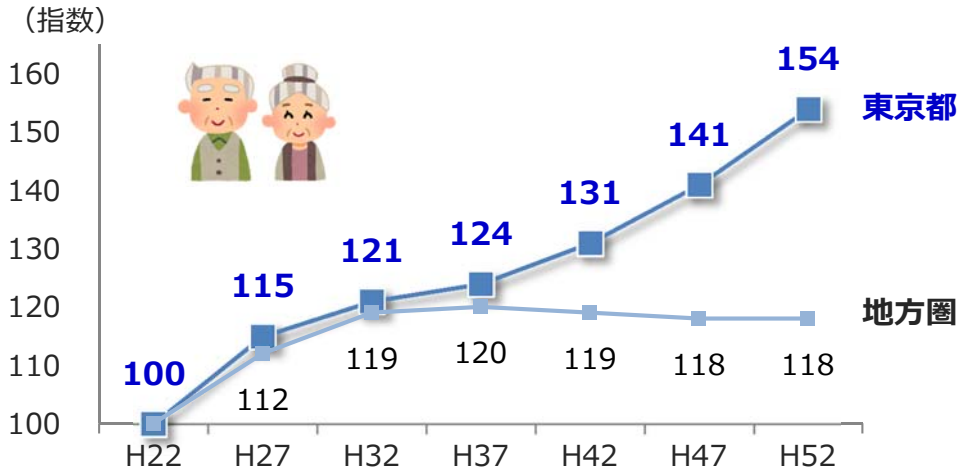

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」より

« 東京都における施設・居住系サービスの利用者数の推移 »

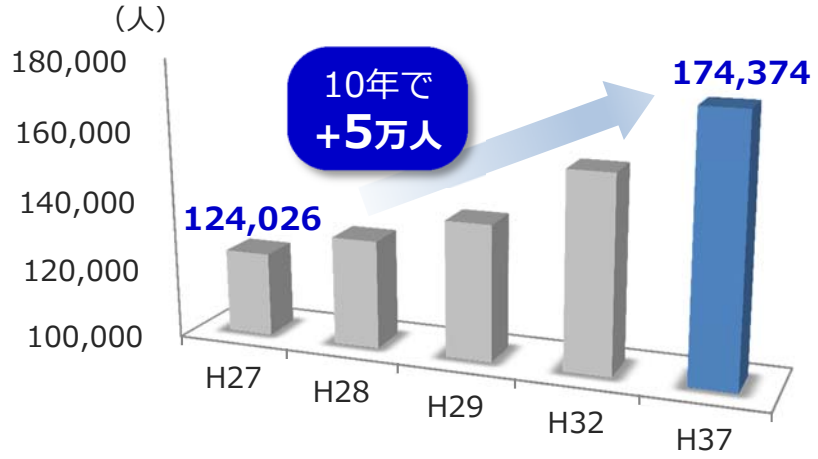

※ 「福祉先進都市・ 東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議 最終報告」（平成28年３月）より

東京都の高齢社会対策予算

✓ 10年間で40%増加

10年前（H19予算）
1,371億円

現在（H29予算）
1,994億円

首都東京の財政需要 ― 増加する社会保障関係経費

➢ 本格的な少子高齢・人口減少社会の到来により、**社会保障関係経費は今後ますます増大**する見通し

✓ 人口一人当たりの社会保障関係経費の増加額は、**他の道府県を大きく上回る**

✓ 社会保障関係経費は、毎年平均約**300億円**ずつ増加し、平成50年度までに**累計9.5兆円**増加する見込み

« 人口一人当たり社会保障関係経費の推移 »

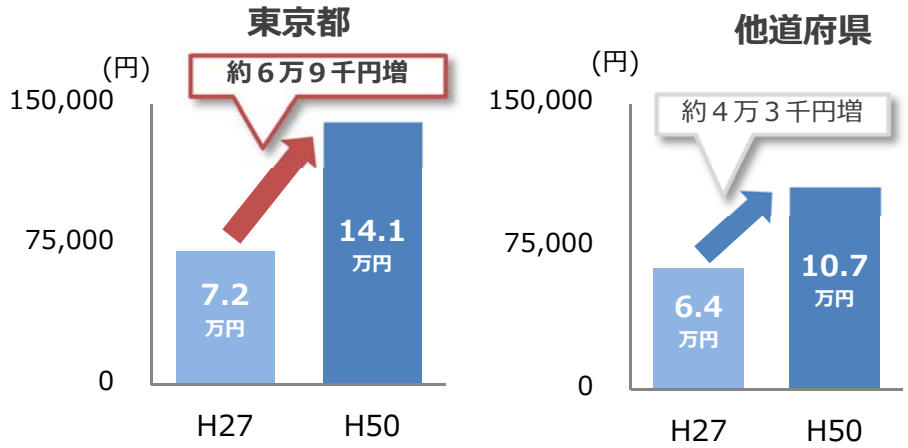

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）及び総務省「地方財政状況調査関係資料」より推計

« 社会保障関係経費の将来推計（試算） »

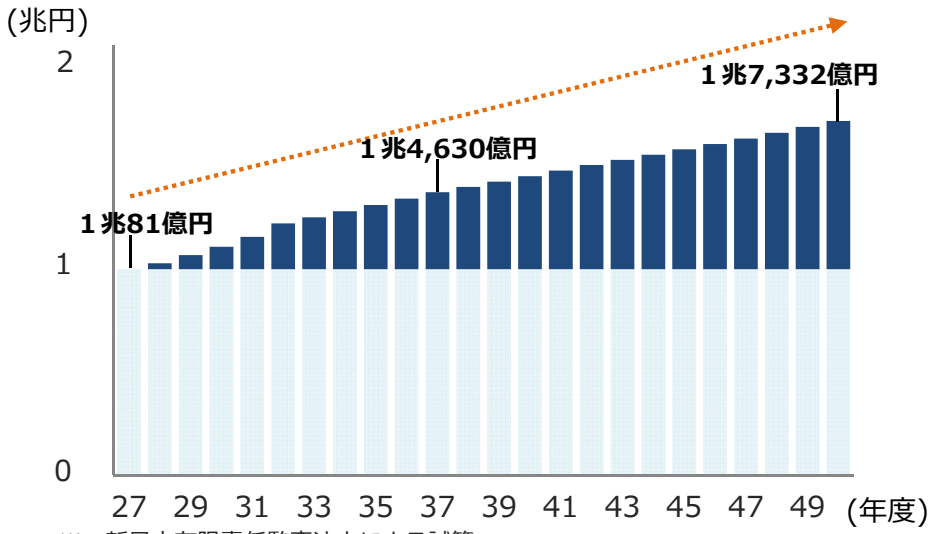

※ 新日本有限責任監査法人による試算

東京都の社会保障関係経費

✓ H50時点で約7,000億円増加

現在（H27決算）
1兆81億円

今後（H50）見込
1兆7,332億円

首都東京の財政需要 ― 社会資本ストックの老朽化への対応

➢ 急速に進行する社会資本ストックの老朽化に備え、施設の安全性確保に向けた**計画的な維持更新が必要**

✓ 都の維持補修費は**直近10年間で1.6倍**となっており、他の道府県と比較して顕著な伸び

✓ 平成50年度までの維持・更新経費の増加額は、**毎年平均約1,400億円**にのぼる

« 維持補修費の推移（H18の数値を100とした場合）»

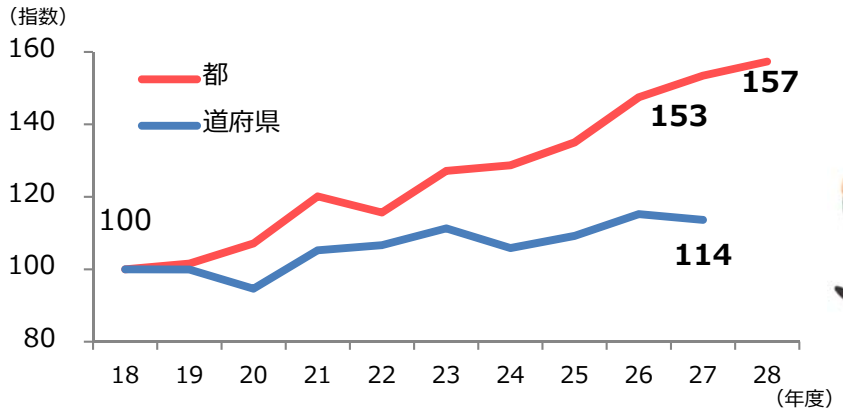

«社会資本ストックの維持更新経費の将来推計（試算）»

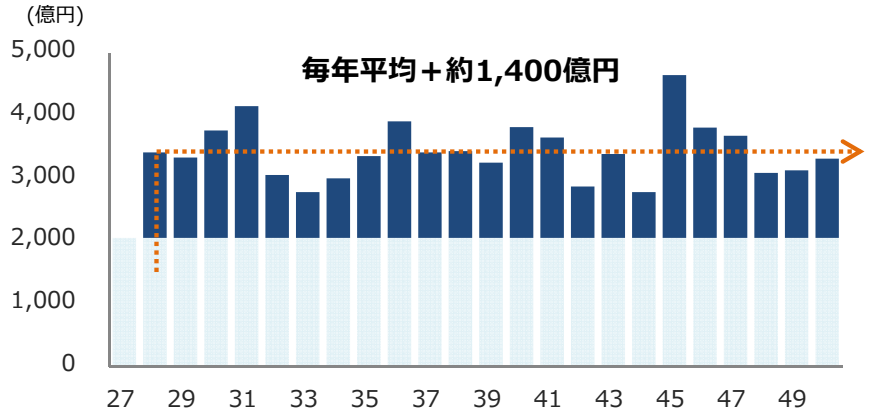

※ 新日本有限責任監査法人による試算

東京都の社会資本ストックの維持更新経費

✓毎年平均約1,400億円の増加

現在（H27決算）
2,049億円

今後（H28～H50の平均）
3,435億円

首都東京の財政需要 ― 首都東京の防災力の強化

➢ 日本のエンジンである首都東京の機能を維持し、都民の生命・財産を守るため、**防災事業の展開は不可欠**

✓ いつ起こるとも知れない首都直下地震に備え、**木密地域の不燃化・耐震化や無電柱化を更に推進**する必要

✓ 今後10年間で直近10年間の**1.7倍となる約3.2兆円**の事業費が見込まれるなど、**防災に係る経費は更に増加**

« 木造住宅密集地域の不燃化・耐震化 »

・不燃領域率70%達成
・特定整備路線の100%整備

（木密地域不燃化プロジェクトH25～H32の事業費から試算）

直近10年間 約3,200億円 → **今後10年間 約5,500億円**

約３割

- 全国の木造住宅密集地域の約３割を東京都が占めている

« 無電柱化の推進 »

・都道全体を無電柱化

直近10年間 約1,500億円 → **今後10年間 約4,000億円**

<無電柱化イメージ>

«防災に係る経費の将来推計（試算） »

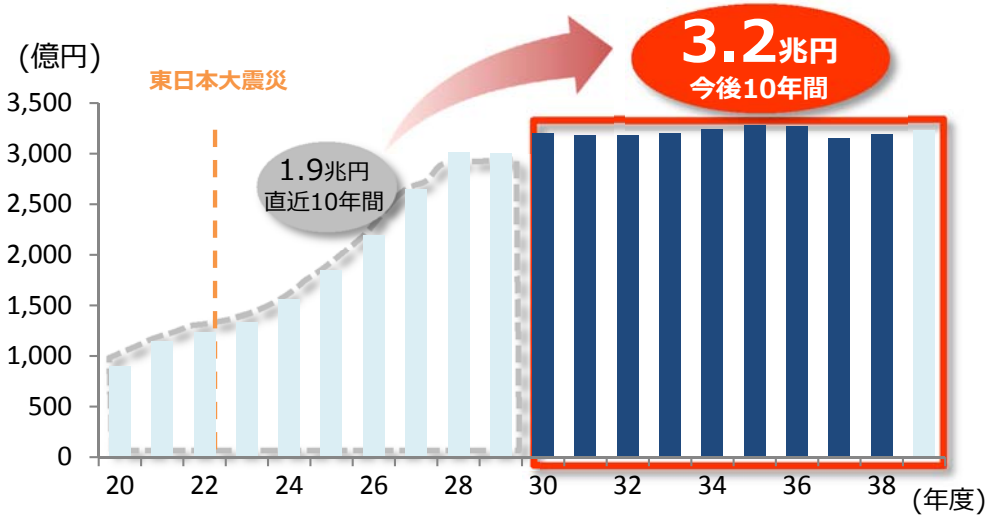

※ 将来推計は外部機関による仮試算

東京都の防災に係る経費

✓今後10年間の事業費が1.7倍に増加

直近10年間の合計 **1.9** 兆円 ▶ 今後10年間の合計 **3.2**兆円

首都東京の財政需要 ― 国際競争力の強化に資するまちづくり

- 骨格幹線道路の整備などの都市インフラ整備による便益は、**広く全国に及ぶ**
- 東京から恒久的に財源を奪うことは、**東京の活力をそぐばかりか、日本の活力低下**にもつながる

✓ 都市計画道路の**未整備路線の早期事業化**に向けては、
莫大な整備費が必要

✓ 首都高都心環状線の走行車両の約**６割が通過交通**であり、
東京へのインフラ投資の効果は日本全国に波及

« 都市計画道路の整備率 »（平成28年３月末現在）

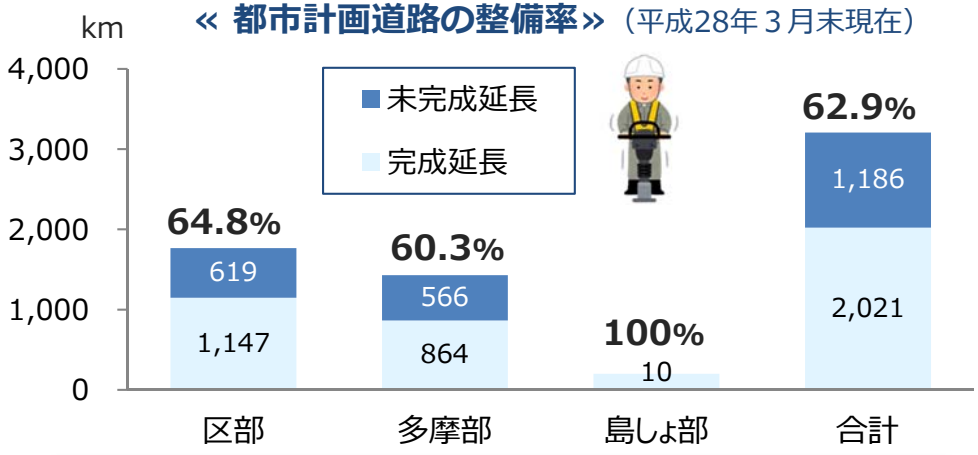

整備標準単価 90億円/㎞ × 1,186㎞ ＝ 10.7兆円

※ 整備標準単価は、特別区長会「税源偏在是正議論についての特別区の主張」による区部単価を適用

« 東京外かく環状道路の整備（関越道～東名高速） »

- 総事業費　約1.3兆円（都負担：国の1/4）
- 事業効果

①環境改善効果
１都３県（東京、神奈川、埼玉、千葉）の二酸化炭素削減（約30万トン/年）など

②所要時間短縮
約60分 ⇒ 約12分（広域物流のスピードアップ）

③経済効果
年間約3,000億円

東京都の投資的経費

✓10年間で55%増加

10年前（H19予算）
6,908億円

現在（H29予算）
1兆**736**億円

首都東京の財政需要 ― 国際観光都市の実現

➢ 観光を東京・日本の成長をけん引する**成長産業へと発展**させていく必要

✓ 2020大会に向けて、旅行者の移動・滞在を支える基盤を**ソフト・ハード両面から集中的に整備**していく必要

✓ MICE開催件数は増加しているものの、依然として競合都市であるシンガポールやソウル等に**後れを取っている**

« 訪都外国人旅行者数の推移 »

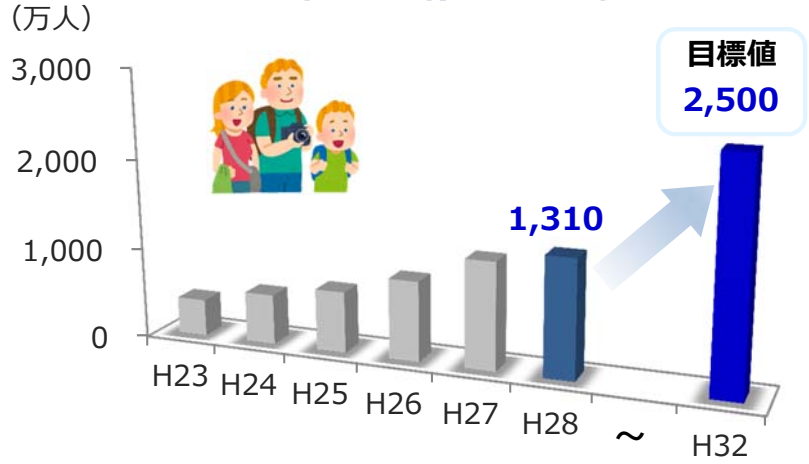

※ 東京都「東京都観光客数等実態調査」より

« MICEの都市別開催件数の推移 »

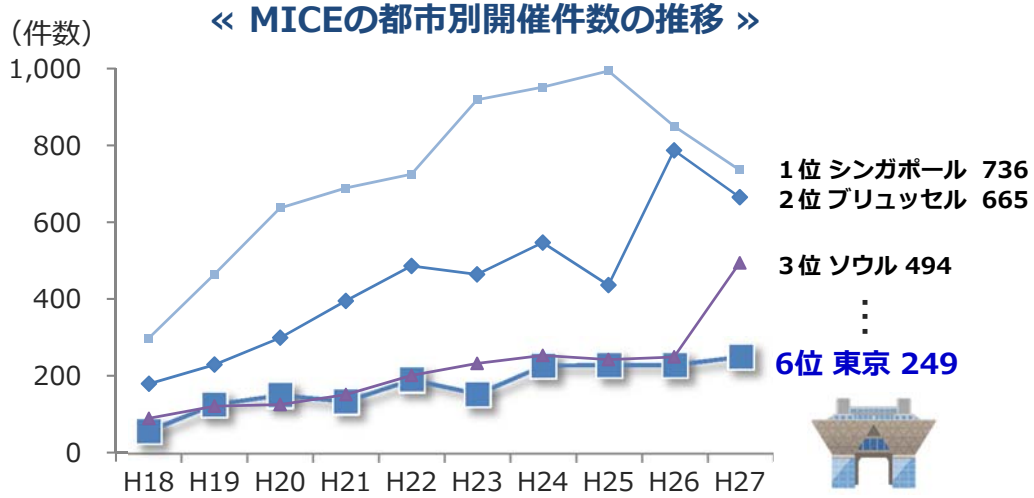

※ 日本政府観光局「国際会議統計」より

東京都の観光関係予算

✓10年間で約８倍に増加

10年前（H19予算）
21億円

現在（H29予算）
164億円

首都東京の財政需要 ― 東京2020大会とレガシー構築に向けた取組

- 東京都は、開催都市として、**2020大会の成功とレガシーの構築に向けた取組を着実に推進**していく必要
- こうした取組の成果は、**全国に大きな波及効果**をもたらし、日本全体の活性化に寄与

東京2020大会の費用負担

大会経費　1兆3,850億円

組織委員会	**東京都**	国
6,000億円	6,000億円	1,500億円
（大会オペレーション等）	（恒久施設の整備等）	（新国立競技場の整備等）

※　金額は、平成29年５月31日時点の大枠合意に基づくＶ１予算を記載
※　関係自治体の会場周辺における輸送、セキュリティ等の経費（350億円程度）は、立候補ファイルを基本として、整理・精査を行っていくこととしている

＋

大会に関連する事業

・バリアフリー、外国人受入環境の整備、スポーツ振興、ボランティアの育成、教育・文化プログラムなど

全国に及ぶ経済波及効果（2013～2030年）

経済波及効果　全国　**32.3**兆円

東京都内分	**20.4**兆円
東京都外分	**11.9**兆円

税収効果を試算

税収効果　全国　**4.7**兆円（国税・地方税計）

地方税	**1.3**兆円	**うち都税**	**0.7**兆円
国　税	**3.4**兆円	うち都税以外	0.6兆円

※　経済波及効果は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局発表による（平成29年3月）
※　税収効果は、同発表資料における付加価値誘発効果及び平成27年度決算における税収を基に試算

更なる財源収奪は、将来にわたり都民生活を脅かす

- ✓ 生産年齢人口の減少などにより、大幅な税収増は望めない一方、**財政需要は将来にわたって増加し続ける**
- ✓ これ以上の不合理な見直しは、**都民生活を守る**観点からも、**東京2020大会の準備を着実に進める**観点からも **断じて看過できない**

今後増加する主な財政需要

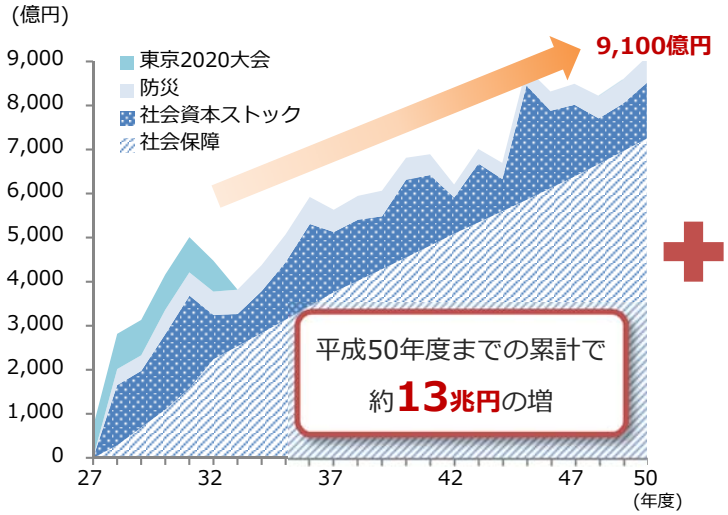

※ 社会保障関係経費、社会資本ストックの維持更新経費、防災に係る経費及び東京2020大会の開催経費について、平成27年度からの増加額を積み上げたもの

＋

財源収奪の影響額見込

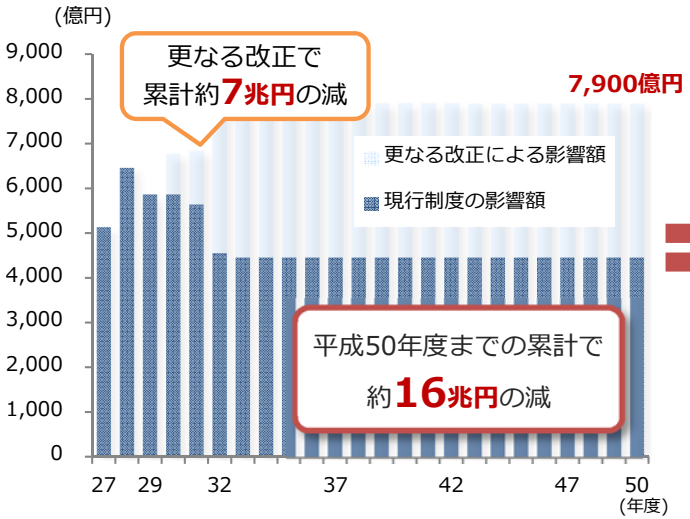

＝

追加的に財源確保が必要になる額

平成50年度までの累計で
約**30兆円**
（年平均約**1.4兆円**）

少子高齢化対策などの**「福祉と保健」分野の都予算を上回る規模**

平成29年度予算：約**1.2**兆円

オールジャパンで2020大会の機運を盛り上げることが重要です！

更なる財源収奪は、都民生活を脅かし、東京・日本の活力をそぐことになりかねない

平成29年11月24日印刷
平成29年11月24日発行

国の不合理な措置に対する東京都の主張

― 地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論 ―

編集　東京都財務局主計部財政課

発行　東　　京　　都

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電 話 03(5388)2669

TOKYO 2020

TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES

東京都